

「確定拠出年金の運用に関する専門委員会（仮称）」の設置について（案）

1. 設置の趣旨

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）が成立し、個人型確定拠出年金に原則全ての国民が加入することができるようになるなど、確定拠出年金制度は、公的年金制度と相まって国民の高齢期の所得確保に係る自主的な努力を支援する制度としてその重要性を増している。

この点も踏まえ、法律の施行に当たっては、確定拠出年金制度の運用について、より専門的な見地から検討を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金制度の運用に関する専門委員会（仮称）」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

委員会の委員長又は委員については、以下のように選定する。

委員長・・・部会委員の中から部会長の指名する者

委員・・・確定拠出年金制度や金融に精通する有識者、専門職等

※労使の協力も得て人選

3. 主な検討事項

- (1) 確定拠出年金の指定運用方法の選定基準
- (2) 運営管理機関が提示する運用の方法の上限数
- (3) その他